

議事 2 学校施設等における安全対策について

学校施設等における安全対策について

1 概要及び経過

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊したことを受け、市の学校施設におけるブロック塀等の有無について調査を実施した。

- 6月18日
 - ・大阪北部地震発生（震度6弱 M6.1）
 - ・校内の緊急安全点検を実施するよう各学校へ依頼
 - ・学校敷地や外周等にブロック塀がないか各学校へ調査を依頼
- 6月19日
 - ・学校からの報告を受けて、ブロック塀に係る現地確認（19～20日）
 - ・文部科学省から「学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）」の通知
 - ・県より「通学路等における幼児児童生徒の安全確保の徹底について（依頼）」を受け、安全管理及び安全教育の徹底について各学校へ周知

2 調査方法

学校に依頼した調査の回答に基づき、現地確認

3 調査結果

現地調査により設置が確認されたブロック塀等については平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行った。判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については速やかに原則撤去等の安全対策を実施する。（詳細は別紙のとおり）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令第 61 条又は第 62 条の 8 の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

4 学校における安全対策

（1）安全確保の徹底

- ・通学路等の幼児児童生徒が利用する場所における建物やブロック塀等、倒壊の恐れがある場所等の点検を行う。
- ・必要に応じて地域や関係機関と連携しながら、通学路等の安全対策を講じる。
- ・学校敷地内の非構造部材（天井、外壁、照明器具、窓ガラス等）の安全について確認する。

（2）安全教育の徹底

- ・地震の際は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保するよう指導する。
（特に、建物やブロック塀等、倒壊の恐れがある場所から離れるよう指導する）

学校施設等におけるブロック等を使用した構造物一覧

1 教育委員会が所管する学校施設

	学校名	場所	調査結果
1	八重原小学校	正門	ブロック塀等ではない(RC)
2	周西小学校	正門	ブロック塀等ではない(土留め)
		プール更衣室	ブロック塀等ではない(建築物)
3	大和田小学校	プール更衣室	判定基準該当
4	坂田小学校	プール脇	判定基準該当
5	貞元小学校	プール更衣室	ブロック塀等ではない(建築物)
6	小糸小学校	校門脇	判定基準該当
7	秋元小学校	校門脇	判定基準該当
8	久留里小学校	プール脇	判定基準該当
9	松丘小学校	外周	判定基準該当
10	北子安小学校	プール更衣室	ブロック塀等ではない(建築物)
11	君津中学校	プール脇	判定基準該当
12	周南中学校	正門	ブロック塀等ではない(石造)
		プール脇	判定基準該当
13	小櫃中学校	西門	ブロック塀等ではない(RC)
14	松丘中学校	外周	判定基準該当

2 教育委員会が所管するその他の教育施設

	施設名	場所	調査結果
1	坂田共同調理場	市道沿い	判定基準該当
2	香木原支館(旧香木原小学校)	入口	判定基準該当